

【参考】

茂原市国民保護計画用語集

あ行

■安定ヨウ素剤

原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素をいう。被ばく前に安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺（ヨウ素が濃集しやすい。）をヨウ素で飽和しておくこと、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、放射能による甲状腺障害の予防的効果が期待できる。

■安否情報

避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報。
(国民保護法第94条)

■eラーニング (e-Learning)

パソコンとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育システム。インターネットで講義内容や教材を配信したり、講師との質疑応答をするなど、教室に集合する必要がなく、ネットワークに接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能。

■受入地域

他道府県からの避難住民を受け入れるべき地域のこと。避難先地域を管轄する都道府県知事が決定する。(国民保護法第58条)

■NBC攻撃 (エヌ・ビー・シー攻撃)

核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)、化学兵器(Chemical weapons)を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

※例 核兵器(原子爆弾、水素爆弾など)

生物兵器(炭疽菌、天然痘、ボツリヌス毒素など)

化学兵器(サリン、マスタード、ホスゲン、シアン化物など)

■NBC災害

NBC攻撃によって引き起こされた武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害のこと。

■ LGWAN（エルジーワン）

総合行政ネットワーク(Local Government Wide Area Network)の略称。

地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。国の府省間ネットワークである霞が関WANと相互接続しており、国の機関との情報交換にも利用されている。

■ 応急の復旧

一時的な補修や修繕のことをいい、当面の機能を回復させること。(国民保護法第139条)

■ 応急公用負担

行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。(国民保護法第113条)

か行

■ 化学剤

化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人が体に害を及ぼすもの。(サリン、VX等)

■ 化学防護服

化学剤、生物剤等の災害現場で救助活動を行うため、外気を完全に遮断して身体を守る防護服のこと。バイザー・服地・手袋・長靴が一体型で、空気呼吸器を着けたままその上から着用して使用する。

■ 危険物質等

引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で、政令で定めるもの。(国民保護法第103条)

■ 基本指針

武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針。(国民保護法第32条第1項)

■ 救援

避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、医療の提供などの措置。(国民保護法第75条)

■救護班

医師、看護師等で組織される数名のチームで、災害現場や救護所、避難所を回り医療を行うもの。

■緊急消防援助隊

大規模・特殊な災害発生時に、国が全国の消防機関から必要な消防隊員、消防車両、資機材等を災害地に派遣し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することを目的に結成される部隊のこと。

■緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。(武力攻撃事態対処法第25条第1項)

■緊急対処事態対処方針

緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針。(武力攻撃事態対処法第25条第1項)

■緊急対処保護措置

緊急事態対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法第183条において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法の規定に基づいて実施する措置。(国民保護法第172条)

■緊急通報

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、住民の生命、身体又は財産に対する危険防止を防止するため都道府県知事が緊急に発令する通報。(国民保護法第99条)

■緊急物資

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材。(国民保護法第79条)

■警戒区域

市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域。(国民保護法第114条第1項、第2項)

■警報

武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報。(国民保護法第44条)

■ゲリラ（Guerrilla スペイン語）

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行なう要員のこと。

■国際人道法

武力紛争(戦争)において、傷病者、難船者、捕虜、武器を持たない一般市民の人道的な取り扱いを定めた国際法のこと。国際法は、条約と慣習法から成り立っているが、「国際人道法」という名称の条約は存在せず、「1949年のジュネーヴ四条約」と「1977年の二つの追加議定書」を中心とした、様々な条約と慣習法の総称が「国際人道法」と呼ばれている。

■国民保護協議会

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関をいう。

■国民保護業務計画

指定公共機関は、国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関は、都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画のこと。

各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるもの。(国民保護法第36条)

■国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、都道府県、市町村及び指定行政機関が作成する計画で、国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。

都道府県及び市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県計画と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村計画は都道府県知事にそれぞれ協議することになる。

■国民保護措置

国対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置。(同号に掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法の規定に基づいて実施するものを含む。)(国民保護法第2条では「国民の保護のための措置」)

■国民保護対策本部

都道府県及び市町村が実施する都道府県及び市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務を行なう。

■国民保護法

正式名称: 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)
平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護し、国民生活や国民経済に与える影響を最小となるよう、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

■国民保護法施行令

正式名称: 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令。
(平成16年政令第275号)

■国民保護等派遣

防衛大臣が、都道府県知事から国民保護法第15条1項(緊急対処事態における準用を含む)の要請を受けた場合や、国の対策本部長から同条2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置のための自衛隊の派遣のこと。(自衛隊法第77条の4、国民保護法第20条)

さ行

■災害拠点病院

通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重傷者の医療を行う病院。

■災害対策基本法

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確保するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律のこと。(昭和36年法律第223号)

■(財)日本中毒情報センター

化学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒について、その治療に必要な情報の収集と整備ならびに問い合わせに対する情報提供等を行い、我が国の医療の向上を図ることを目的にした機関。日本救急医学会が中心となり、1986年に厚生大臣の設立許可を得て設立された。

■自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

(災害対策基本法第5条第2項、国民保護法第4条)

■事態対処法

正式名称: 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律。(平成15年法律第79号)

■指定行政機関

政令で定める次の機関。

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防省、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省。(国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第4号)

■指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定められている。

(国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条6号)

■指定地方行政機関

指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で、政令で定められている。

(国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第2項)

■指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。(国民保護法第2条第2項)

■収容施設

公民館、体育館、応急仮設住宅など避難住民等の救援のために供与される施設。

(国民保護法第75条)

■ジュネーヴ諸条約

1949年のジュネーヴ諸条約のこと。

戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。

- ・陸上の傷病兵の保護に関する(第1条約)
- ・海上の傷病兵・難船者の保護に関する(第2条約)
- ・捕虜の待遇に関する(第3条約)
- ・文民の保護に関する(第4条約)
- ・国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書(第一追加議定書)
- ・非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書(第二追加議定書)

■除染

人体や施設に付着した有害物質を洗浄やふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすること。

■生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連ある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。(国民保護法第102条)

■赤十字標章

第1ジュネーヴ条約や第一追加議定書に規定されている、医療組織などを保護するために、識別できるようにしている標章。多くの国では、白地に赤い十字(「赤十字社」)や白地に赤い三日月(「赤新月社」)が識別マークとして使用されている。

■全国瞬時警報システム(J-ALERT)

対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接区市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム。

た行

■ダーティボム (Dirty Bomb)

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。核兵器に比べて小規模であるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。

■対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針。
(武力攻撃事態対処法第9条)

■対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置。(武力攻撃事態対処法第2条第7号)

■弾道ミサイル

主にロケットエンジンで推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。

■特殊標章

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置にかかる職務、業務又は協力(以下「職務等」)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらはジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。(国民保護法第158条)

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

■特定公共施設等

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律に規定される港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。

■トリアージ (Triage フランス語)

発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

は行

■非常通信協議会

人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運営を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている協議会。
(電波法第74条の2)

■避難行動要支援者

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、避難することに特に支援を要する者

■避難先地域

住民の避難先となる地域(避難経路となる地域を含む。)(国民保護法第52条)

■避難施設

住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、政令で定める基準を満たす施設。
(国民保護法第148条)

■避難実施要領

避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたもの。(国民保護法第61条)

■武力攻撃

我が国に対する外部からの組織的・計画的な武力による攻撃。(事態対処法第2条)

■武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、焼失、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。(国民保護法第2条)

■武力攻撃事態

我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態。(事態対処法第2条)

■武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。(事態対処法第1条)

■武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。
(事態対処法第2条)

■武力攻撃事態対処法

正式名称:武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)

平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。

武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連七法が整備された。

や行

■要配慮者

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児及び外国人など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの適切な防災行動をとることが特に困難な人を指す。

■要避難地域

住民の避難が必要な地域。(国民保護法第52条)

ら行

■ライフライン (Lifeline)

上下水道施設、電気施設、ガス施設、通信施設。

